

鳥羽離宮跡第122次発掘調査現地説明会

— 資 料 —

昭和62年5月3日

所在地 京都市伏見区竹田浄菩提院町102
調査面積 約265㎡
調査期間 昭和62年4月3日～継続中
調査主体 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

1 過去の調査

白河天皇陵（成菩提院陵）の濠を最初に発見したのは、昭和58年度に実施した第91次発掘調査である。白河天皇陵の東北部で、西から南へ直角に曲がる濠の隅らしい状況を検出した。濠の幅は約6m、深さ1.5mを測り、内側には石積みを施していた。さらに、昭和59年度御陵の北西部で行った第96次調査では、この濠の北西隅を検出した。昨年度は、その中間地点で第121次調査を行った。この結果、濠と濠との東西間は約55mであることが明らかとなった。

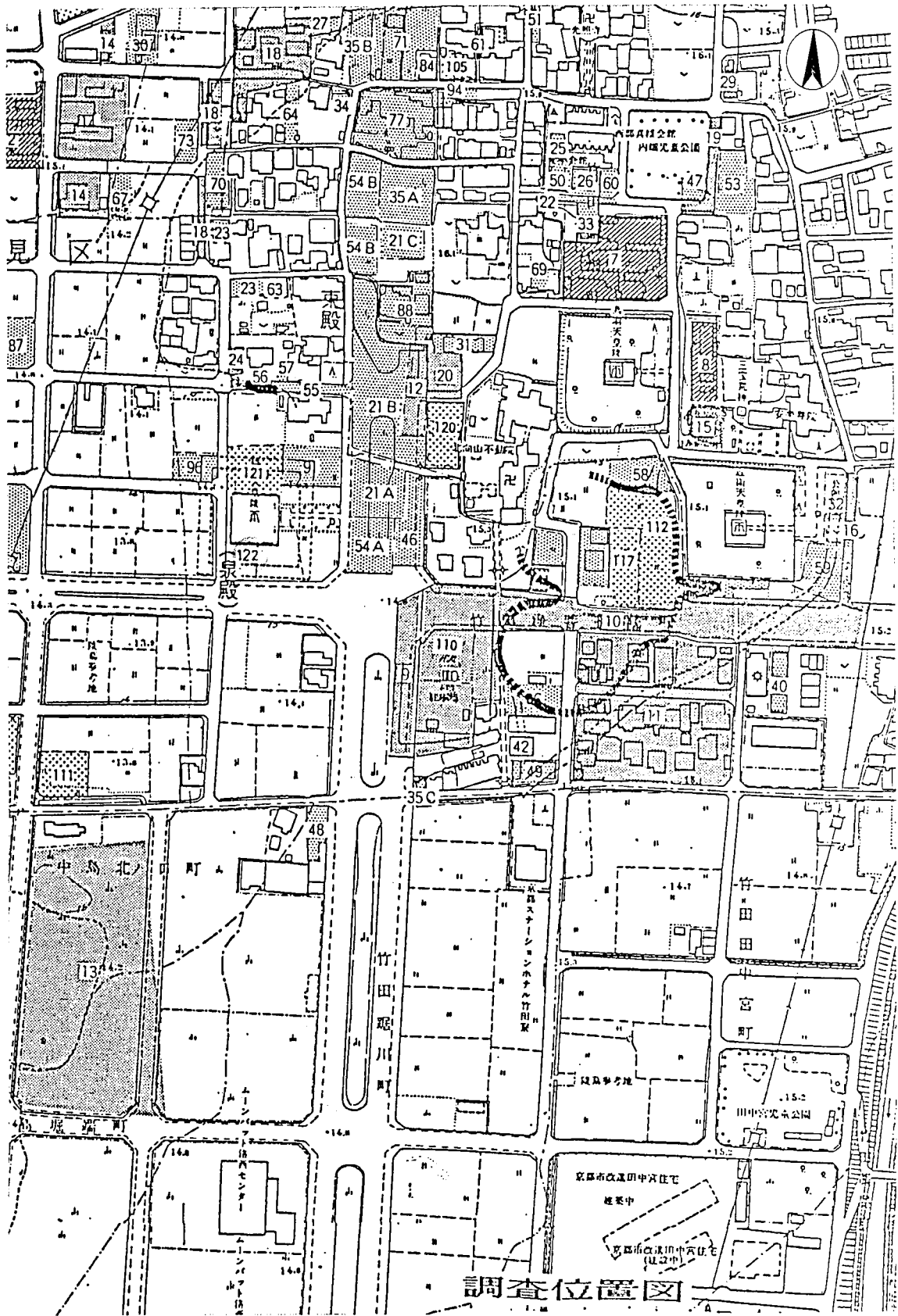
尚、この濠内からは土師器・瓦・和琴・天蓋 瓔珞などが出土している。

2 今回の調査

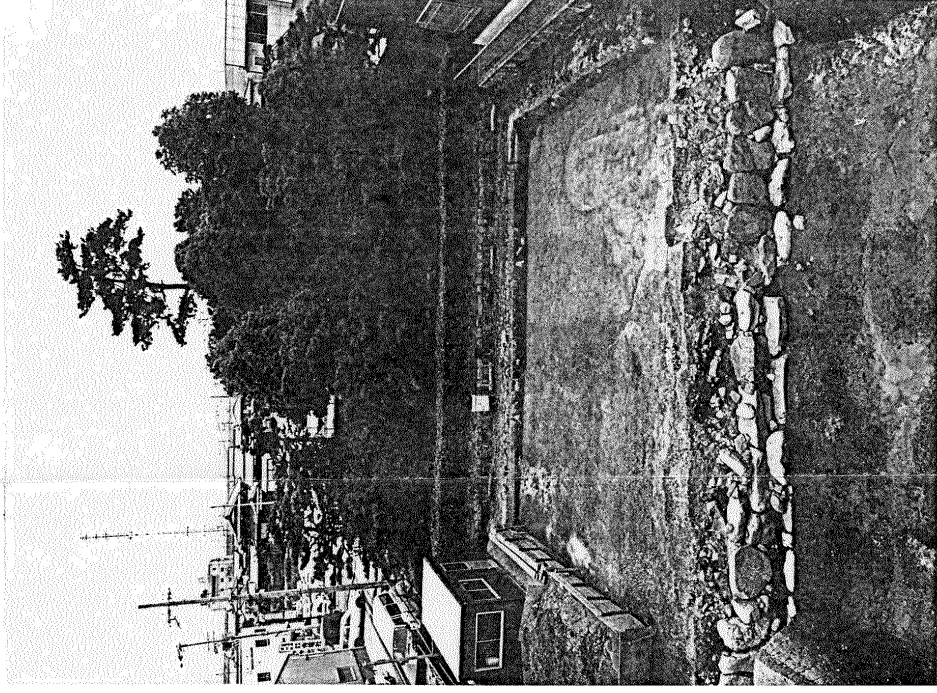
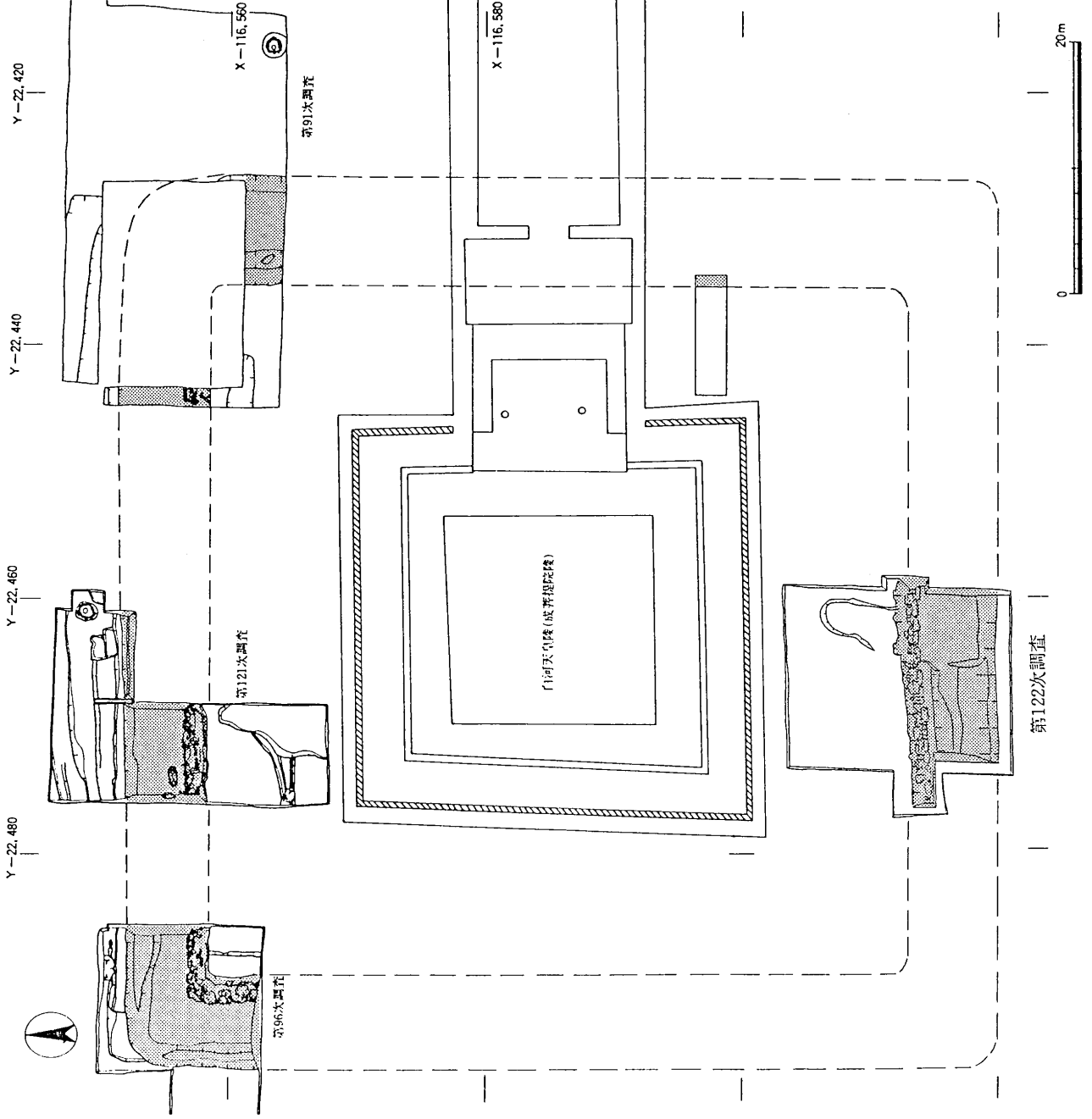
- ① 白河天皇陵南辺の濠を検出した。
濠の規模は幅約7m、深さ1.8mを測る。
- ② 過去の調査と同様内側に石積みを施している。
- ③ 濠と濠との南北方向は53mを測る。
- ④ 濠からは、土師器・風招・瓦などが出土した。

3 結果

以上、4次の調査によって白河御陵をとりまいて東西55m(内法)、南北53m(内法)の内辺のみ石積みの濠であることを知り、そして出土遺物から平安末期に築かれたものであると知った。



調査位置図



調査区全景 (南から)

調査地配置図

成 菩 提 院

▶白河法皇は三重塔・多宝塔とあわせて三基の塔を鳥羽の地に建立されている。それは「白河法皇八幡一切経供養願文」に証金剛院を述べた後、つづけて、「又塔塔三基、其中三重塔一基、安金字銅紙妙法蓮華経」とあるので知るわけだが、三重塔の供養日は天仁三年（一〇九）八月十八日であること『殿曆』のその日の条に、また多宝塔の一基は天永二年（一一一）三月一日であり、他の一基は天永三年十二月十九日であること、それぞれ『中右記』のその日の条について知ることが出来る。

▶ところで、これらの塔の位置については、⁽³³⁾先ず三重塔は『中右記』の天仁元年（一〇八）六月三日の条に、

曉、法王有御幸鳥羽、仍參入、……卯時許出御、先御于鳥羽真殿、御覽可被立御塔之所、

と記され、その場所の状況を判註で「棟中全無眺望之所、大略有深御慮、所被立殿、播磨守基隆朝臣奉也」とあり、その後、北殿に御せられたことを記しているのも、東殿中と考えられるのである。

▶この成菩提院御堂の位置は既記の如く、泉殿跡であることは、『長秋記』の供養日前日（天承元年七月八日）の条に、

鳥羽家殿跡御堂供養也、件御堂元三条殿西対院御所也、而運渡、忠盛朝臣蒙上皇仰、自去月所造宮也、不日功成、とあり、鳥羽家殿は泉殿のこととみて、それと共に、この建物は白河法皇が崩御になった御所の材を以て建てられたもので、前月の六月八日に、上棟されたこと、同じく『長秋記』に、

泉殿新堂上棟也、……御堂并風舎一度上棟、予作棟木置傍、一時上之也、可謂不日功、

と見える。東殿の御塔とこの泉殿御堂が結びつき、両者が接近してたてられていたからには、泉殿は真殿に含められるべきものとする。

▶この成菩提院御堂の形式は『長秋記』の供養日の記事に、

七間四面孫用御堂也、中央一間有桂絵有□劍、仏壇安置半丈六弥陀、等身二菩薩像、仏後函九品曼陀羅繪像仏師知願畫、其北面函補陀羅山頼、其東面各一間為行道路、其次各二間安置同身弥陀仏各四軀、件二間異染壇、朱染高欄也、とあることから、堂は南面し、東西の両端に孫庇がつくので、あわせて桁行は十一間、梁間は四間の大きさになると想定出来、中央間には脇侍の菩薩を伴う本尊の半丈六阿弥陀像が安置され、その東西間は行道路としてあき、さらにその両側の二間宛に等身阿弥陀像が計八軀安置されていた九軀阿弥陀堂であったのである。

▶そのうち三重塔に、白河法皇崩御後の御骨を収められたことはいきさつは『中右記』の大治四年（一一二九）七月十六日の条、すなわち崩御の後の記事に、

山陵事、辰刻、仁和寺宮一人以下奉拾御骨、藤宰相長実奉懸御骨、奉送香隆寺、……旧臣扈從、治部卿留御墓所、沙汰山陵云々、院御使出臺守篠隆參入、鳥羽御塔中可奉取也、是御遺言也、而及明年大將軍在南、仍如往年堀川院御時例、暫可御香隆寺也、及明年御骨可御件寺也、

とあるので、まさかりに香隆寺に安置されていたのである。『百鍊抄』によれば、その間二年を経た天承元年（一一三一）七月九日に、「白河院御骨自香隆寺、奉渡鳥羽殿三重塔、是御平生教感也」とある。

▶さて、この御堂の院号が定められたのは、供養をすませた以後のことである。それは既記の如く『長秋記』の天承元年（一一三一）八月二十五日の条に、白河法皇関係の九軀阿弥陀堂二棟と共に、この御堂の院号が評定されていることが見えるからである。日記の筆者師時が、

私申……鳥羽水灘地也、不用三水字、就中淨字是争水也、仍不撰申、於白河有何難、於法字、法成時依去水可被用也、成菩提院於御墓所名尤大切也、

と、この院号が採択されたのである。

